

1. チェック欄

目次には、各問題のチェック欄が設けられています。チェック欄は、解答後のフィードバックにご使用ください。

(例) 解答した日付を記入し、解き直し時期の目安として使用する

正解できた問題は○、一箇所でも間違えれば△、全部間違えれば×を記入するなど

2. ランク

各問題には、A B Cのランク付けがしてあります。

Aランク問題……Aランク問題は、主に基本問題です。学習項目の基本的な要件や計算パターンの確認をする問題になっています。確認ができれば、繰り返しの解き直しは不要です。

Bランク問題……Bランク問題は、主に実力養成問題です。本試験合格のために確実にマスターしてほしい問題になっています。このBランク問題を確実に解ければ、合格レベルに到達できますので、復習などで繰り返し解くようにして下さい。

Cランク問題……Cランク問題は、主に応用問題です。本試験では、様々な形式での出題の可能性があります、非常に難易度の高い項目も出題されています。Cランクの問題は、様々な角度からの出題にも対応できる力を養う目的の問題ですから、Bランクの問題を完全にマスターしてから取り組むようにして下さい。

3. 標準時間

各問題には、標準時間が付されていますので、時間内に解答できるように努力しましょう。

4. 宿題

授業中に解けなかった問題は宿題となります。宿題となった問題は、次の授業の前までに必ず消化するようにしましょう。

5. 解答上の注意点

(1) 「本年」と指示された場合には「令和8年」として解答して下さい。

(2) 税額速算表、給与所得控除額等の参考資料は巻末にあります。

(3) 特に指示があるものを除き、本年において納税者にとって最も有利になる様に解答して下さい。

(4) 特に指示があるものを除き、解答欄の単位は「円」として解答して下さい。

(5) 解答を求められている金額が、①マイナスの場合にはその金額の頭部に「△」を付してそのマイナスの金額を、②無い場合には「0」と記入して下さい。

(6) 減価償却費の計算上、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げてください。

目 次

個別問題編

ランク 標準時間 チェック欄

青色申告制度

問題 1	青色申告制度……………	A	3 分			
問題 2	青色申告特別控除No. 1 ……	A	2 分			
問題 3	青色申告特別控除No. 2 ……	A	4 分			

所得控除

問題 4	基礎控除……………	A	1 分			
問題 5	物的控除No. 1 ……	B	7 分			
問題 6	物的控除No. 2 ……	B	8 分			
問題 7	物的控除No. 3 ……	A	4 分			
問題 8	人的控除No. 1 ……	B	6 分			
問題 9	人的控除No. 2 平成19年本試験改題……………	B	4 分			
問題10	人的控除No. 3 ……	A	3 分			
問題11	所得控除No. 1 ……	B	10分			
問題12	所得控除No. 2 ……	B	10分			

給与所得

問題13	特定支出控除No. 1 ……	A	6 分			
問題14	特定支出控除No. 2 ……	B	8 分			
問題15	使用者契約の養老保険に係る経済的利益No. 1 ……	B	3 分			
問題16	使用者契約の養老保険に係る経済的利益No. 2 平成17年本試験改題…	A	2 分			
問題17	使用者契約の定期保険に係る経済的利益……………	A	3 分			
問題18	使用人契約の生命保険契約等に係る経済的利益……………	B	2 分			

雑所得

問題19	年金等……………	B	7 分			
問題20	公的年金等……………	B	4 分			
問題21	生命保険契約等に基づく年金等……………	A	3 分			
問題22	法64（なかったものとみなす金額）No. 1 ……	B	5 分			
問題23	法64（なかったものとみなす金額）No. 2 平成16年本試験改題…	B	5 分			
問題24	雑所得の金額 平成 6 年本試験改題……………	B	8 分			
問題25	家内労働者等の所得計算の特例No. 1 ……	A	5 分			
問題26	家内労働者等の所得計算の特例No. 2 平成 8 年本試験改題 …	B	3 分			
問題27	家内労働者等の所得計算の特例No. 3 平成24年本試験改題 …	A	4 分			

個別問題編

問題 1 青色申告制度ランク 標準時間
A 3分

次の各設問において、居住者甲の本年分の所得税について青色申告になるか、白色申告になるかを答えなさい。

【設問 1】

居住者甲は、前年以前より物品販売業を営んでいる。甲は本年より青色申告の承認を受けようと考え、本年3月15日に前年分の確定申告書の提出と同時に「所得税の青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出したが、本年末日現在、承認又は却下の処分の通知を受けていない。

【設問 2】

居住者甲は、本年5月1日に新たに物品販売業を開業し、本年6月17日に「所得税の青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出したが、本年末日現在、承認又は却下の処分の通知を受けていない。

なお、甲は以前より他の業務を行っていた事実はない。

【設問 3】

居住者甲は、前年以前より不動産貸付業を営んでおり、本年4月1日に新たに物品販売業を開業した。甲はこれを機会に青色申告の承認を受けようと考え、物品販売業の開業と同時に「所得税の青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出したが、本年末日現在、承認又は却下の処分の通知を受けていない。

【設問 4】

居住者甲は、本年1月31日に勤務していた会社を退職し、本年2月1日から物品販売業を開業した。これに伴い本年3月25日に「所得税の青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出したが、本年末日現在、承認又は却下の処分の通知を受けていない。

なお、甲は以前より他の業務を行っていた事実はない。

【設問 5】

居住者甲は、前年以前より山林を保有しており、また甲は本年5月30日に新たに不動産の貸付けを開始している。

なお、甲は本年分の申告より青色申告の承認を受けたいと考え、本年6月10日に「所得税の青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出したが、本年末日現在、承認又は却下の処分の通知を受けていない。

また、甲は前年以前から保有していた山林を本年末日まで引き続き保有している。

解 答 P. 92

問題2 青色申告特別控除 No.1

ランク 標準時間
A 2分

次のそれぞれの場合の青色申告特別控除額について、優先して控除する所得区分及び不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額から控除することができる青色申告特別控除額を答えなさい。

1. 青色申告者である甲が物品販売業を営んでいる場合
2. 青色申告者である甲が物品販売業を営んでおり、かつ、その業務につき帳簿書類を備え付け、正規の簿記の原則に従って取引の内容を詳細に記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成している場合
3. 青色申告者である甲は物品販売業を営んでいる。なお、その業務につき帳簿書類を備え付け、正規の簿記の原則に従って取引の内容を詳細に記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成しており、かつ、電磁的記録の備付け及び保存を行っている場合
4. 青色申告者である甲がアパートの貸付け（事業的規模以外である。）をしており、かつ、その業務につき帳簿書類を備え付け、正規の簿記の原則に従って取引の内容を詳細に記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成している場合
5. 青色申告者である甲は物品販売業のほか、アパートの貸付け（事業的規模以外である。）をしている。なお、すべての業務につき帳簿書類を備え付け、正規の簿記の原則に従って取引の内容を詳細に記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成しており、かつ、電磁的記録の備付け及び保存を行っている場合
6. 青色申告者である甲が本年において保有期間10年の山林を譲渡しており、かつ、その業務につき帳簿書類を備え付け、正規の簿記の原則に従って取引の内容を詳細に記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成している場合

解 答 P. 92

問題3 青色申告特別控除 No.2ランク 標準時間
A 4分

次のそれぞれの場合における居住者甲の各種所得の金額を計算しなさい。

【設問1】

居住者甲（青色申告者）は物品販売業及び不動産の貸付け（事業的規模以外）を営んでいる。これらに関する資料は次のとおりである。

なお、甲は正規の簿記の原則に従って一切の取引の内容を詳細に記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成している。

(1) 物品販売業に関する資料

- ① 総収入金額 12,000,000円
- ② 必要経費 8,200,000円

(2) 不動産の貸付けに関する資料

- ① 総収入金額 3,000,000円
- ② 必要経費 2,800,000円

【設問2】

居住者甲（青色申告者）は物品販売業を営み、山林を保有している。これらに関する資料は次のとおりである。

なお、甲は正規の簿記の原則に従って一切の取引の内容を詳細に記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成し、e-Taxによる確定申告を行っている。

(1) 物品販売業に関する資料

- ① 総収入金額 5,800,000円
- ② 必要経費 7,200,000円

(2) 山林所得に関する資料

- ① 総収入金額 4,000,000円
- ② 必要経費 1,800,000円

解 答 P. 93

問題 4 基礎控除

ランク 標準時間
A 2 分

次のそれぞれの場合における基礎控除額を計算しなさい。

- | | |
|-----------|-------------|
| 1. 合計所得金額 | 1,100,000円 |
| 2. 合計所得金額 | 4,600,000円 |
| 3. 合計所得金額 | 22,500,000円 |
| 4. 総所得金額 | 15,000,000円 |
| 山林所得金額 | 12,000,000円 |
| 5. 総所得金額 | 23,250,000円 |
| 退職所得金額 | 1,550,000円 |

解 答 P. 93

問題5 物的控除 No. 1

ランク 標準時間
B 7分

次の資料により居住者甲の本年分の雑損控除額、医療費控除額を計算しなさい。

1. 本年12月、甲の居住用家屋が火災により全焼し、次の損害を受けた。

被 害 資 産	所有者	被害直前の時価	被害直前の取得費	受取保険金
居住用家屋	甲	8,000,000円	7,000,000円	4,600,000円
家 財	甲	500,000円	600,000円	——
宝 石	妻	200,000円	140,000円	——
こっとう品	甲の父	900,000円	1,000,000円	500,000円
衣 服	長 女	100,000円	85,000円	——

(注1) 居住用家屋の損害に対する受取保険金は損害保険契約に基づいて計算した見積額であり、本年分の所得税の確定申告書の提出期限までに受取保険金の額は確定していない。

また、甲はこのほかに近隣から見舞金50,000円（社会通念上相当額）を受取っている。

(注2) こっとう品の損害に対する受取保険金は本年12月に支払を受けている。

(注3) この火災による居住用家屋に係る後片付け費用480,000円は甲が翌年1月に支払っている。

2. 甲は本年中、家計費の中から次のものを支払っている。

(1) 甲の父の手術費用及び入院費用 1,870,000円

このほか、本年末日現在未払いの入院費用が150,000円ある。

(2) 甲の父の退院後の看護師による訪問看護の費用 250,000円

(3) 甲の人間ドック費用（検診の結果異常なし） 80,000円

3. 本年末日現在、甲と生計を一にし、かつ、同居を常況とする親族の状況は次のとおりである。

(1) 妻の本年分の所得はない。

(2) 甲の父（年令67歳）は、本年において国民年金1,500,000円の支給を受けている。

(3) 長女の本年分の所得は、給与所得の金額150,000円である。

4. 甲の本年分の課税標準の合計額は8,000,000円である。

解 答 P. 94

問題6

物的控除 No.2

ランク 標準時間

B 8分

次の資料に基づき、居住者甲（年令60才）の本年分の所得控除額を計算しなさい。

ただし、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除及び基礎控除は考慮しなくてよい。

1. 甲は本年中、家計費から次のものを支払っている。

(1) 医療費

- ① 甲の人間ドック費用（重大な疾病が発見され、引き続き治療を受けている。） 30,000円
- ② 上記①に係る治療費 135,000円
- ③ 甲の営む事業（物品販売業）の遂行上、甲がけがをしたことによる治療費 38,900円
- ④ 健康増進のためのドリンク代 2,000円
- ⑤ 妻の治療費（前年に治療を受けたもの） 90,000円

(2) 妻を受取人とする個人年金保険料 110,000円

（注） 本年1月に契約を締結したものであり、新個人年金保険契約等に該当するものである。

(3) 損害保険料 25,000円

（注） 居住用家屋を対象とする火災保険で本年2月において締結したものである。

なお、損害保険料のうち、地震保険料は10,000円である。

(4) 小規模企業共済法に規定する共済契約に係る掛金 120,000円

(5) 甲及び甲と生計を一にする親族に係る社会保険料 523,250円

2. 本年12月に甲の居住用家屋が火災により焼失し、次の損害を受けた。

被害資産	所有者	取得費相当額	災害直前時価	災害直後時価	受取保険金
居住用家屋	甲	6,000,000円	7,000,000円	1,300,000円	4,000,000円
衣服	妻	40,000円	50,000円	—	—
家具	二女	250,000円	300,000円	—	—

（注） 居住用家屋に係る後片付け費用300,000円を翌年1月に支払っている。

3. 本年末日現在、甲と生計を一にし、かつ、同居を常況とする親族等の状況は次のとおりである。

続柄等	年令	備 考
妻	59才	非上場株式に係る配当所得の金額120,000円と雑所得の金額163,000円がある。
二女	26才	絵画（所有期間6年）を譲渡したことによる譲渡益900,000円がある。

4. 甲の本年分の課税標準の合計額は10,000,000円（合計所得金額も同額）である。

解 答 P. 95

問題 7**物的控除No.3**

ランク 標準時間

A 4 分

次の資料により、居住者甲の雑損控除額を計算しなさい。

〔資 料〕

甲は本年5月に災害により甲の有する居住用家屋の一部に被害を受けている。この家屋の損失発生直前の簿価は4,500,000円、損失発生直後の時価は3,500,000円であり、損失発生直前の時価は不明である。保険会社よりこの災害による損失を補填するための保険金600,000円を本年中に受け取っている。

なお、甲はただちに家屋の原状回復費用1,650,000円を支出し家屋の修復を行っており、翌月より居住の用に供している。

また、甲の本年分の課税標準の合計額は8,000,000円である。

解 答 P. 95

個別解答編

問題 1**解答**

【設問 1】 青色申告 【設問 2】 青色申告 【設問 3】 白色申告 【設問 4】 青色申告 【設問 5】 白色申告

問題 2**解答**

	所得区分	金額
1	事業所得	100,000円
2	事業所得	550,000円
3	事業所得	650,000円
4	不動産所得	100,000円
5	不動産所得	650,000円
6	山林所得	100,000円

解説

5 の場合、アパートの貸付けが事業的規模以外であっても事業所得を生ずべき事業を行っているため65万円は不動産所得から控除することに留意する。

6 の場合、山林所得には青色申告特別控除の特例(55万円もしくは65万円)の適用はないため、原則の10万円を控除することに留意する。

問題 3

解答

【設問 1】

摘 要	金 額	計 算 過 程
不 動 産 所 得	0	(1) 総収入金額 3,000,000 (2) 必 要 経 費 2,800,000 (3) 青色申告特別控除額 $(1)-(2)=200,000 < 550,000 \quad \therefore 200,000$ (4) $(1)-(2)-(3)=0$
事 業 所 得	3,450,000	(1) 総収入金額 12,000,000 (2) 必 要 経 費 8,200,000 (3) 青色申告特別控除額 $\{(1)-(2)\} > 550,000 - 200,000 = 350,000 \quad \therefore 350,000$ (4) $(1)-(2)-(3)=3,450,000$

【設問 2】

摘 要	金 額	計 算 過 程
事 業 所 得	$\triangle 1,400,000$	(1) 総収入金額 5,800,000 (2) 必 要 経 費 7,200,000 (3) $(1)-(2)=\triangle 1,400,000$
山 林 所 得	1,600,000	(1) 総収入金額 4,000,000 (2) 必 要 経 費 1,800,000 (3) 特別控除額 $\{(1)-(2)\} > 500,000 \quad \therefore 500,000$ (4) 青色申告特別控除額 $\{(1)-(2)-(3)\} > 100,000 \quad \therefore 100,000$ (5) $(1)-(2)-(3)-(4)=1,600,000$

問題 4

解答

1. $1,100,000 \leq 25,000,000 \quad \therefore$ 適用あり 950,000円
2. $4,600,000 \leq 25,000,000 \quad \therefore$ 適用あり 680,000円
3. $22,500,000 \leq 25,000,000 \quad \therefore$ 適用あり 580,000円
4. $15,000,000 + 12,000,000 = 27,000,000 > 25,000,000 \quad \therefore$ 適用なし 0円
5. $23,250,000 + 1,550,000 = 24,800,000 \leq 25,000,000 \quad \therefore$ 適用あり 160,000円

問題 5

解答

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額 雑 損 控 除	3,980,000	(1) 損失額 (注1) 家屋 (注2) 家財 妻の宝石 (注3) 衣服 $(8,000,000 - 4,600,000) + 600,000 + 200,000 + 100,000$ 後片付け $+ 480,000 = 4,780,000$ (注1) $8,000,000 > 7,000,000 \quad \therefore 8,000,000$ (注2) $500,000 < 600,000 \quad \therefore 600,000$ (注3) 長女 $150,000 \leq 580,000 \quad \therefore$適用あり $100,000 > 85,000 \quad \therefore 100,000$ (2) 足切額 ① $4,780,000 - (480,000 - 50,000) = 4,350,000$ ② $8,000,000 \times \frac{1}{10} = 800,000$ ③ ① $>$ ② $\therefore 800,000$ (3) (1) $-$ (2) $= 3,980,000$
医 療 費 控 除	2,000,000	手術費用等 訪問看護費用 (注) $(1,870,000 + 250,000) - 100,000 > 2,000,000 \quad \therefore 2,000,000$ (注) $8,000,000 \times 5\% > 100,000 \quad \therefore 100,000$

〔ポイント〕

1. 保険金等の見込控除

保険金等の額が損失の生じた年分の確定申告書を提出する時までに確定していない場合には、その保険金等の見積額に基づいて計算する。

2. 非課税所得

近隣から受取った見舞金については所得税を課さない。

3. 災害等関連支出の控除年分

区 分	控 除 す る 年 分
原 則	支出した年分の雑損控除
損失発生年の翌年以後各年の 3月15日までに支出した場合	支出した年の前年分の雑損控除

4. 宝石は減価しない資産に該当するため、雑損控除の損失額は時価ベースで計上する。

問題 6

解答

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額 雑 損 控 除	1,350,000	(1) 損失額 $\begin{aligned} & \text{(注1)直前時価} \quad \text{直後時価} \quad \text{保険金} \quad \text{(注2)衣服} \quad \text{(注3)家具} \\ & (7,000,000 - 1,300,000 - 4,000,000) + 50,000 + 300,000 \\ & + 300,000 = 2,350,000 \\ & \text{(注1)} \quad 7,000,000 > 6,000,000 \quad \therefore 7,000,000 \\ & \text{(注2)} \quad \text{妻} \quad 120,000 + 163,000 \leq 580,000 \quad \therefore \text{適用あり} \\ & \quad \quad \quad 50,000 > 40,000 \quad \therefore 50,000 \\ & \text{(注3)} \quad \text{二女} \quad (900,000 - 500,000) \times \frac{1}{2} \leq 580,000 \quad \therefore \text{適用あり} \\ & \quad \quad \quad 300,000 > 250,000 \quad \therefore 300,000 \end{aligned}$ (2) 足切額 $\begin{aligned} \text{①} \quad & 2,350,000 - (300,000 - 50,000) = 2,100,000 \\ \text{②} \quad & 10,000,000 \times \frac{1}{10} = 1,000,000 \\ \text{③} \quad & \text{①} > \text{②} \quad \therefore 1,000,000 \end{aligned}$ (3) (1) - (2) = 1,350,000
医 療 費 控 除	193,900	$\begin{aligned} & \text{人間ドック} \quad \text{治療費} \quad \text{甲の治療費} \quad \text{妻の治療費} \quad \text{(注)} \\ & (30,000 + 135,000 + 38,900 + 90,000) - 100,000 = 193,900 \\ & \text{(注)} \quad 10,000,000 \times 5\% > 100,000 \quad \therefore 100,000 \end{aligned}$
生命保険料控除	40,000	$110,000 > 80,000 \quad \therefore 40,000$
地震保険料控除	10,000	
小規模企業 共済等掛金控除	120,000	
社会保険料控除	523,250	

問題 7

解答

摘 要	金 額	計 算 過 程
雑 損 控 除	600,000	(1) 損失額 $\begin{aligned} & \text{(注)} \\ & \{ (4,500,000 - 3,500,000) - 600,000 \} + 650,000 = 1,050,000 \\ & \text{(注)} \quad 1,650,000 - (4,500,000 - 3,500,000) = 650,000 \end{aligned}$ (2) 足切額 $\begin{aligned} \text{①} \quad & 1,050,000 - (650,000 - 50,000) = 450,000 \\ \text{②} \quad & 8,000,000 \times \frac{1}{10} = 800,000 \\ \text{③} \quad & \text{①} < \text{②} \quad \therefore 450,000 \end{aligned}$ (3) (1) - (2) = 600,000

〈給与所得控除額〉

給与所得の収入金額が

- (1) 1,900,000円までの場合……………650,000円
- (2) 1,900,000円を超え 3,600,000円までの場合……収入金額×30%＋ 80,000円
- (3) 3,600,000円を超え 6,600,000円までの場合……収入金額×20%＋ 440,000円
- (4) 6,600,000円を超え 8,500,000円までの場合……収入金額×10%＋1,100,000円
- (5) 8,500,000円を超える場合……………1,950,000円

〈公的年金等控除額〉

(1) 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が 10,000,000円以下である場合

受給者の年齢	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額
65歳未満	1,300,000円以下	600,000円
	1,300,000円超 4,100,000円以下	(A) ×25%＋ 275,000円
	4,100,000円超 7,700,000円以下	(A) ×15%＋ 685,000円
	7,700,000円超 10,000,000円以下	(A) × 5 %＋ 1,455,000円
	10,000,000円超	1,955,000円
65歳以上	3,300,000円以下	1,100,000円
	3,300,000円超 4,100,000円以下	(A) ×25%＋ 275,000円
	4,100,000円超 7,700,000円以下	(A) ×15%＋ 685,000円
	7,700,000円超 10,000,000円以下	(A) × 5 %＋ 1,455,000円
	10,000,000円超	1,955,000円

(2) 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が 10,000,000円超 20,000,000円以下である場合

受給者の年齢	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額
65歳未満	1,300,000円以下	500,000円
	1,300,000円超 4,100,000円以下	(A) ×25%＋ 175,000円
	4,100,000円超 7,700,000円以下	(A) ×15%＋ 585,000円
	7,700,000円超 10,000,000円以下	(A) × 5 %＋ 1,355,000円
	10,000,000円超	1,855,000円
65歳以上	3,300,000円以下	1,000,000円
	3,300,000円超 4,100,000円以下	(A) ×25%＋ 175,000円
	4,100,000円超 7,700,000円以下	(A) ×15%＋ 585,000円
	7,700,000円超 10,000,000円以下	(A) × 5 %＋ 1,355,000円
	10,000,000円超	1,855,000円

(3) 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が 20,000,000円超である場合

受給者の年齢	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額
65歳未満	1,300,000円以下	400,000円
	1,300,000円超 4,100,000円以下	(A) × 25% + 75,000円
	4,100,000円超 7,700,000円以下	(A) × 15% + 485,000円
	7,700,000円超 10,000,000円以下	(A) × 5% + 1,255,000円
	10,000,000円超	1,755,000円
65歳以上	3,300,000円以下	900,000円
	3,300,000円超 4,100,000円以下	(A) × 25% + 75,000円
	4,100,000円超 7,700,000円以下	(A) × 15% + 485,000円
	7,700,000円超 10,000,000円以下	(A) × 5% + 1,255,000円
	10,000,000円超	1,755,000円

〈配偶者特別控除額〉

(1) 居住者の合計所得金額が9,000,000円以下の場合

配偶者の合計所得金額	控 除 額
580,000円超 950,000円以下	380,000円
950,000円超 1,000,000円以下	360,000円
1,000,000円超 1,050,000円以下	310,000円
1,050,000円超 1,100,000円以下	260,000円
1,100,000円超 1,150,000円以下	210,000円
1,150,000円超 1,200,000円以下	160,000円
1,200,000円超 1,250,000円以下	110,000円
1,250,000円超 1,300,000円以下	60,000円
1,300,000円超 1,330,000円以下	30,000円

(2) 居住者の合計所得金額が9,000,000円超 9,500,000円以下の場合

配偶者の合計所得金額	控 除 額
580,000円超 950,000円以下	260,000円
950,000円超 1,000,000円以下	240,000円
1,000,000円超 1,050,000円以下	210,000円
1,050,000円超 1,100,000円以下	180,000円
1,100,000円超 1,150,000円以下	140,000円
1,150,000円超 1,200,000円以下	110,000円
1,200,000円超 1,250,000円以下	80,000円
1,250,000円超 1,300,000円以下	40,000円
1,300,000円超 1,330,000円以下	20,000円

(3) 居住者の合計所得金額が9,500,000円超 10,000,000円以下の場合

配偶者の合計所得金額	控 除 額
580,000円超 950,000円以下	130,000円
950,000円超 1,000,000円以下	120,000円
1,000,000円超 1,050,000円以下	110,000円
1,050,000円超 1,100,000円以下	90,000円
1,100,000円超 1,150,000円以下	70,000円
1,150,000円超 1,200,000円以下	60,000円
1,200,000円超 1,250,000円以下	40,000円
1,250,000円超 1,300,000円以下	20,000円
1,300,000円超 1,330,000円以下	10,000円

〈特定親族特別控除額〉

特定親族の合計所得金額	控 除 額
580,000円超 850,000円以下	630,000円
850,000円超 900,000円以下	610,000円
900,000円超 950,000円以下	510,000円
950,000円超 1,000,000円以下	410,000円
1,000,000円超 1,050,000円以下	310,000円
1,050,000円超 1,100,000円以下	210,000円
1,100,000円超 1,150,000円以下	110,000円
1,150,000円超 1,200,000円以下	60,000円
1,200,000円超 1,230,000円以下	30,000円

〈基礎控除額〉

居住者の合計所得金額	控 除 額
1,320,000円以下	950,000円
1,320,000円超 3,360,000円以下	880,000円
3,360,000円超 4,890,000円以下	680,000円
4,890,000円超 6,550,000円以下	630,000円
6,550,000円超 23,500,000円以下	580,000円
23,500,000円超 24,000,000円以下	480,000円
24,000,000円超 24,500,000円以下	320,000円
24,500,000円超 25,000,000円以下	160,000円

〈税額速算表〉

課 税 所 得 金 額	税率	控 除 額
1,950,000円以下	5 %	—
1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	97,500円
3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	427,500円
6,950,000円超 9,000,000円以下	23%	636,000円
9,000,000円超 18,000,000円以下	33%	1,536,000円
18,000,000円超 40,000,000円以下	40%	2,796,000円
40,000,000円超	45%	4,796,000円

2026年受験対策

所得税法 計算問題集（完全合格） 1

■発行年月日——2025年12月2日 初版発行

■著 者——資格の大原 税理士講座

■発 行 所——大原出版株式会社

〒101-0065 東京都千代田区西神田1-2-10

TEL 03-3292-6654

■印刷・製本——セザックス株式会社

本書の全部または一部を無断で転載、複写（コピー）、改変、改ざん、配信、送信、ホームページ上に掲載することは、著作権法で定められた例外を除き禁止されており、権利侵害となります。上記のような使用をされる場合には、その都度事前に許諾を得てください。また、電子書籍においては、有償・無償にかかわらず本書を第三者に譲渡することはできません。